

## 浄化槽保守点検業者新規登録・更新登録申請書類リスト

- 1 浄化槽保守点検業者（登録・更新登録）申請書（第1号様式及び別紙）
- 2 誓約書（第2号様式）
- 3 申請者の略歴書（第3号様式）
- 4 営業区域ごとに連絡をとっている又はとる予定の浄化槽清掃業者名簿（第4号様式）
- 5 器具明細書（第5号様式） ※1
- 6 営業区域ごとに受託している浄化槽基数一覧（第6号様式）
- 7 申請者の住民票抄（本籍地記載、マイナンバー省略）又は法人にあっては登記簿謄本
- 8 営業所ごとに置く浄化槽管理士の住民票抄本及び浄化槽管理士免状の写し ※2
- 9 営業所の位置図
- 10 研修の受講に関する計画を記載した書類（様式第7号）
- 11 営業所ごとに置く浄化槽管理士の研修受講証明書 ※3
- 12 更新申請手数料 33,600 円相当の収入証紙

※1 各器具の写真付リスト、取扱説明書の写しを添付してください。

備えるべき器具は以下のとおりです。

- 1. 透視度計
- 2. 水素イオン濃度指数測定器具
- 3. 溶存酸素濃度測定器具
- 4. 亜硝酸性窒素測定器具
- 5. 塩素イオン濃度測定器具
- 6. 残留塩素測定器具
- 7. 汚泥沈殿率測定器具
- 8. スカム及び汚泥厚測定器具
- 9. スカム破碎用具
- 10. 水準器
- 11. テスター
- 12. 注油器
- 13. ガス検知器

※2 浄化槽管理士免状については原本確認をおこないます。

申請時に免状の原本をお持ちください。

※3 浄化槽保守点検業者が営業所ごとに設置する全ての浄化槽管理士が受講証明書添付の対象となります。ただし、浄化槽管理士免状の交付を受け、又は申請者に雇用されて3年以内の浄化槽管理士については、経過措置期間であっても、受講証明書の添付を省略することができます。

書類審査終了後、営業所への立入検査があります。